

鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援事業

コンパクトシティを推進するために居住誘導区域内等の住宅取得を支援します！



補助対象住宅

対象となる区域	地 区
居住誘導区域内	市街地（向江・本町外）、西原、寿、笠之原の一部外
地域生活拠点維持区域内	各総合支所・出張所・小学校を中心とする地域

補助メニュー

基本項目	定 義	補助額
新築住宅の取得 (建売住宅の購入も含む)	建物の登記事項証明書の表題部の新築の年月日から1年を経過しないもの	30万円
中古住宅の購入	新築住宅以外のもの	30万円

下記に該当すればさらに…

加算項目	内 容	加算額
市外からの移住	市外からの定住を目的として移住する世帯（本市に移住して2年以内の世帯）	30万円
新婚世帯	婚姻届けの受理から、1年以内の世帯（夫婦ともに39歳以下）	20万円
子育て世帯	高校生以下の子どもが同居している世帯	
高齢者世帯	65歳以上の高齢者等	
認定長期優良住宅等	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・性能向上計画認定住宅	10万円
空家バンク	鹿屋市空家バンクに登録された住宅	

主な補助要件

- ①住民登録を行うこと
- ②取得住宅は不動産登記法に基づき登記されていること
- ③取得住宅に居住していること
- ④市税等に滞納がないこと
- ⑤住宅取得後1年以内の申請であること
- ⑥中古住宅は新耐震基準に適合するものであること

手続きの流れ



受付期間

受付期間：令和8年4月1日（水）～令和9年3月19日（金）
 受付場所：鹿屋市役所本庁4階建築住宅課窓口
 受付時間：土日・祝日を除く 午前9時～正午 午後1時～5時
 ※予算の上限に達した時点で、受付を終了します。

問い合わせ先 鹿屋市役所建設部建築住宅課(市役所4階)(代表)0994-43-2111(内線)3471